

第12章

日 本

日本における外国人労働者の受入れは、日本の経済的發展とともに急速に拡大している。

外国人労働者の受入れは、制度的には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）を基本法とし、同法の定める在留資格制度の枠組みの下で行われている。

事務を担当しているのは法務省であり、法務省には、内部部局として入国管理局が置かれているほか、地方支分部局として全国8カ所に地方入国管理局、2カ所に入国者収容所が置かれ、地方入国管理局の下には、4支局、86出張所、12支局出張所が置かれている。

第1節 受入れの制度——在留資格制度

出入国管理及び難民認定法は、外国人が行う在留活動を類型化し、その類型化された活動ごとに在留資格を定めている。具体的には、同法の別表第一が23種類の在留資格を、同法の別表第二が4種類の在留資格を定めている。同法の別表第一は表1のとおりであり、同法の別表第二は表2のとおりである。

外国人が日本に入国し、在留しようとする場合、特別な場合を除いて、必

表 1 出入国管理及び難民認定法別表第一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

在留資格	本邦において行うことができる活動
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人文知識	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の

国際業務	文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転動の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企業内転動	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転動して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

三

在留資格	本邦において行うことができる活動
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動

四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

表 2 出入国管理及び難民認定法別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

ず、これらの27種類の在留資格のいずれかを取得し、在留資格をもって在留しなければならない(同法第2条の2第1項)。外国人が在留資格を取得するためには、その外国人が日本に在留して行おうとする活動が、当該在留資格に対応する活動(同法別表第一の上欄の在留資格の場合は同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている活動、同法別表第二の上欄の在留資格の場合は同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている身分又は地位を有する者としての活動)に含まれるものであることが必要である。⁽¹⁾

また、在留資格をもって在留する外国人は、その在留資格に基づいて、当該在留資格に対応する活動(同法別表第一の上欄の在留資格の場合は同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている活動、同法別表第二の上欄の在留資格の場合は同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている身分又は地位を有する者としての活動)に属する活動に従事することができる(同法第2条の2第2項)。逆に、同法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人は、同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている活動に属しない活動で収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動⁽²⁾であるものを、同法第19条第2項の資格外活動⁽³⁾の許可を受けることなく行ってはならない(同法第19条第1項)⁽⁴⁾。

このように、在留資格は、外国人の受入れ範囲を画するとともに、その在留資格をもって在留する外国人に対して一定の活動を行って在留することを認め、また、その外国人が行うことができる就労活動の範囲を画するもので

あるが、出入国管理及び難民認定法の別表第一及び別表第二の定めている27種類の在留資格のうち、別表第一の一の表及び二の表の上欄の在留資格をもって在留する外国人及び法務大臣から就労活動を指定されている別表第一の五の表の上欄の「特定活動」の在留資格をもって在留する外国人は、これらの在留資格に基づいて日本に在留して就労活動を行うことができる。これらの在留資格の決定は、外国人に対する在留の許可の側面と就労の許可の側面の2つの面を有するものである。

なお、別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法上、その在留資格に基づいて行うことができる活動の範囲に制限がなく、あらゆる種類の就労活動を行うことができる。したがって、これらの外国人も日本に在留して就労活動を行うことができる。

第2節 受入れの範囲

外国人労働者の受入れについて、日本政府は、専門的技術等を有する労働者については可能な限り受け入れる方向で対処するが、いわゆる単純労働者については多様な角度から慎重に検討することを基本方針としている。

この方針に沿って、1989年（平成元年）に出入国管理及び難民認定法の改正（平成元年法律第79号による改正）が行われ、1990年（平成2年）6月1日に施行された。

この改正の案（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案、以下「改正案」という。）は、「最近における外国人の出入国に関する状況にかんがみ、在留資格制度の整備並びに在留活動の規制及び法的保障の明確化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備する等の必要がある」ことを理由として提出されたものであり、この改正により、在留資格の大幅な整備、拡充が行われた。⁽⁵⁾

具体的には、研究を行う業務に従事する外国人を対象とする「研究」の在

留資格，自然科学の分野の技術や知識を必要とする業務に従事する外国人を対象とする「技術」の在留資格，人文科学・社会科学の分野の知識や外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する外国人を対象とする「人文知識・国際業務」の在留資格，産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人を対象とする「技能」の在留資格等の在留資格が設けられ，日本に在留して専門的な技術，技能，知識あるいは外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を生かして働こうとする外国人を幅広く受け入れるための法的枠組みが作られた。

さらに，この改正により，上陸のための条件としての基準を我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定めることとされた。

この点については，改正案の国会審議において次のような理由が述べられている。

「外国人が入国を認められるために必要とされる要件が明らかとなるよう在留資格に関する審査の基準を省令で定めてこれを公布することによりまして，出入国管理行政のより一層の透明性及び公平性を確保するとともに，この基準に関する省令を通じて，量的，質的な面からの入国の管理を行い得るようにするものであります。⁽⁶⁾」

この改正により，外国人が，いかなる要件を満たせば日本に入国し在留することができるかを，入国しようとする外国人本人及び関係者が容易に知り得るようになったわけである。

外国人は，入国審査官から上陸許可を受けて日本に上陸し在留するためには，その外国人が日本に在留して行おうとする活動が，出入国管理及び難民認定法別表第一の下欄に掲げられている活動又は同法別表第二の下欄に掲げられている身分若しくは地位を有する者としての活動に該当することの他に，この基準に適合することが必要である。したがって，この法務省令で定める基準は，在留資格とともに，日本の外国人の受入れに関する政策を具体化し，受入れ範囲を画するものである。

なお、この基準を定める法務省令としては、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）が制定されており、同省令は、基準として、在留資格ごとに本人の経歴や報酬に関する要件等を定めている。

第3節 いわゆる単純労働者の受入れの問題

日本は、いわゆる単純労働者の受入れ、正確には、いわゆる単純労働に従事することを目的として在留しようとする外国人の受入れは行っていない。⁽⁷⁾

したがって、現行の出入国管理及び難民認定法は、このような外国人を受け入れるための在留資格を設けていないが、この点については、前記改正案の趣旨として次のような理由が述べられている。

「この改正案は、各界各層の意見、提言等を踏まえまして成案を得たものでありますが、特別な技術、技能または知識を必要としないいわゆる単純労働に従事しようとする外国人の入国を認めるための在留資格は設けておりません。これは、単純労働者の受け入れに関する議論が多岐に分かれているほか、受け入れた場合における我が国社会への影響が大きいと考えられますので、その問題点について引き続き十分な討議を重ね、広く国内関係方面の意見を見きわめつつ、長期的視野に立って所要の対策を考えるべきであり、そのためにはなお相当の日時を要するとの考えによるものであります。」⁽⁸⁾

いわゆる単純労働者の受入れについては、受け入れることとした場合、労働市場の二層化の問題、景気後退期における失業発生の問題、産業構造等産業分野での問題、受入れに伴う社会的行政的コスト負担の問題等様々の問題の発生が予想され、受入れの是非に関する国内世論も分かれていて国民的合意が得られていないのが現状であるところから、これらの問題にどう対処するかについて国内のコンセンサスを確保することが受入れを行う場合の必要

な条件とされている。

現在、日本政府は、この問題について、多様な角度から検討を進めている。⁽⁹⁾
 る。

第4節 受入れの状況

1987年から1991年までの間における主要国籍・出身地別の外国人新規入国者数の推移は表3のとおりであり、91年における主要国籍・出身地別在留資格別の外国人の新規入国者数は、表4のとおりである。また90年12月末現在において外国人登録⁽¹⁰⁾を受けている外国人の在留資格等別及び国・出身地別の人数は、表5のとおりである。

第5節 不法就労問題

近年、日本では、出入国管理及び難民認定法に違反して就労活動を行う不法就労外国人が急増し、大きな問題となっている。不法就労活動は、同法第19条第1項（同法第19条第1項は同法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人は、資格外活動の許可を受けて行う場合を除き、同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている活動に属しない就労活動を行ってはならない旨を定めている。）の規定に違反する活動及び不法入国者（同法第3条の規定に違反して有効な旅券等を所持しないで入国した外国人）や不法残留者（在留期間の更新又は変更を受けないで本邦に残留する者）等が行う収入を伴う活動である（同法第73条の2第4項）。

前述したように、日本は、在留資格及び法務省令で定める基準により外国人の受入れ範囲を画し、この範囲に含まれていない専門的技術、技能、知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務等以外

表3 主要国籍・出身地別 外国人新規入国者数の推移

国籍・出身地		1987年	1988年	1989年	1990年	1991年
総 数		1,787,074	1,960,320	2,455,776	2,927,578	3,237,874
ア ジ ア	ア ジ ア 計	902,448	1,083,877	1,441,470	1,807,361	2,105,573
	韓 国	158,625	270,226	524,072	675,956	795,496
	台 湾	318,122	343,525	449,608	557,631	630,619
	香 港	88,871	87,007	105,290	141,359	144,184
	(うち英国(香港))	(60,122)	(59,918)	(75,430)	(104,878)	(109,161)
	タ イ	31,163	38,484	44,546	64,313	98,763
	フ ィ リ ピ ン	76,956	73,497	69,567	84,327	95,547
	中 国	56,469	87,264	64,251	74,264	92,110
	マ レ ー シ ア	38,601	43,726	51,653	54,849	74,192
	イ ラ ン	19,818	14,090	16,282	31,289	47,127
	シ ン ガ ポ ー ル	34,981	33,977	36,802	41,910	41,386
	イ ン ド	17,805	18,192	17,654	16,724	15,988
そ の 他	37,780	53,692	37,039	33,792	37,824	
ヨ ー ロ ッ パ	ヨ ー ロ ッ パ 計	284,098	300,175	336,741	369,794	367,387
	英 国	71,875	75,622	81,254	90,039	89,661
	ド イ ツ	50,097	52,532	57,223	60,885	56,053
	フ ラ ン ス	32,961	35,941	42,395	45,766	44,426
	ソ 連	8,841	9,007	17,513	23,468	29,516
	イ タ リ ア	19,949	22,567	26,601	28,675	29,100
	オ ラ ン ダ	14,814	14,703	15,060	16,212	16,640
	ス ベ イ ン	9,690	10,699	12,401	15,568	15,850
そ の 他	75,871	79,104	84,294	89,181	86,141	
ア フ リ カ	ア フ リ カ 計	8,997	9,335	10,813	11,120	11,779
	南 ア フ リ カ	1,965	1,700	1,620	1,902	2,325
	そ の 他	7,032	7,635	9,193	9,218	9,454
北 米	北 米 計	509,851	482,555	556,328	584,707	565,372
	米 国	441,546	414,087	488,353	511,838	495,842
	カ ナ ダ	55,310	54,516	55,201	58,842	55,913
	メ キ シ コ	8,743	10,282	8,730	9,466	8,915
	そ の 他	4,252	3,670	4,044	4,561	4,702
南 米	南 米 計	24,425	29,651	46,293	87,112	121,498
	ブ ラ ジ ル	11,479	15,968	27,819	63,462	83,785
	ペ ル ー	1,826	1,916	5,880	10,942	22,025
	そ の 他	11,120	11,767	12,594	12,708	15,688
オ セ ア ニ ア	オ セ ア ニ ア 計	54,593	52,641	62,456	65,623	64,758
	オーストラリア	36,645	37,499	45,982	48,770	46,247
	ニュージーランド	17,083	13,889	14,368	15,055	16,655
	そ の 他	865	1,253	2,106	1,798	1,856
無 国 籍		2,662	2,086	1,675	1,861	1,507

(出所) 法務省入国管理局

表4の1 主要国籍・出身地別在留資格別外国人新規入国者数(1991年)

(単位:人)

国籍・出身地		総数 (100.0%)	外 交 公 (0.69)	教 授 (0.02)	芸 術 (0.00)	宗 教 (0.06)	報 道 (0.01)	投資・経 営 (0.05)	法律・会 計業務 (0.00)	医 療 (0.00)
総 数		3,237,874	22,318	750	52	2,073	401	1,523	7	4
ア ジ ア	ア ジ ア 計	2,105,573	9,714	175	8	171	33	208		3
	韓 国	795,496	5,103	29	2	104	18	85		
	台 湾	630,619		10		7	2	20		2
	香 港 (うち英国(香港))	144,184 (109,161)	65 (63)			3 (2)	4 (4)	13 (11)		
	タ イ	98,763	279	7			2	1		
	フ ィ リ ピ ン	95,547	373	2		31		1		
	中 国	92,110	1,303	103	4	3	1	32		1
	マ レ ー シ ア	74,192	68	3				4		
	イ ラ ン	47,127	85	1			1	8		
	シンガポール	41,386	33			1		5		
	インドネシア	32,337	1,230	4		1		5		
イ ン ド	15,988	269	11	2	9	1	11			
そ の 他	37,824	906	5		12	4	23			
ヨ ー ロ ッ パ	ヨ ー ロ ッ パ 計	367,387	4,241	187	32	172	128	324		
	英 国	89,661	406	42		21	53	81		
	ド イ ツ	56,053	765	40	4	18	46	63		
	フ ラ ン ス	44,426	305	22	4		9	70		
	ソ 連	29,516	1,015	23	12	1		1		
	イ タ リ ア	29,100	307	4	4	14	4	16		
	オ ラ ン ダ	16,640	208	4			6	17		
	ス ベ イ ン	15,850	110	2	4	25	1	2		
そ の 他	86,141	1,125	50	4	93	9	74			
ア フ リ カ	ア フ リ カ 計	11,779	975	3	2	8	1			
	南 ア フ リ カ	2,325	93		1	3				
	そ の 他	9,454	882	3	1	5	1			
北 米	北 米 計	565,372	5,219	359	6	1,674	222	935	7	
	米 国	495,842	4,551	320	5	1,593	205	914	7	
	カ ナ ダ	55,913	286	38		72	16	17		
	メ キ シ コ	8,915	111	1	1	8	1	3		
	そ の 他	4,702	271			1		1		
南 米	南 米 計	121,498	852	6		18	3	3		
	ブ ラ ジ ル	83,785	285	3		7	3	2		
	ペ ル ー	22,025	82	1		2				
	そ の 他	15,688	485	2		9		1		
オ セ ア ニ ア	オ セ ア ニ ア 計	64,758	1,298	20	4	30	14	53		1
	オーストラリア	46,247	947	13	4	23	14	45		1
	ニュージーランド	16,655	93	7		6		8		
	そ の 他	1,856	258			1				
無 国 籍		1,507	19							

(出所) 表3に同じ。

表4の2 主要国籍・出身地別在留資格別外国人新規入国者数(1991年)

(単位:人)

国籍・出身地		研究 (0.02)	教育 (0.08)	技術 (0.10)	人文知識・国際業務 (0.20)	企業内転勤 (0.12)	興行 (2.77)	技能 (0.07)	文化活動 (0.10)
総 数		823	2,651	3,166	6,416	3,780	89,572	2,381	3,097
ア ジ ア	ア ジ ア 計	339	26	2,060	694	1,336	64,078	2,167	1,803
	韓 国	48	7	324	146	563	2,735	299	373
	台 湾	9	1	80	91	104	2,021	182	51
	香 港	3	3	40	38	29	193	315	11
	(うち英国(香港))	(2)	(3)	(33)	(29)	(29)	(148)	(135)	(7)
	タ イ	18	2	29	9	35	410	144	22
	フィリピン	18	2	290	51	69	56,851	46	19
	中 国	169	8	1,111	239	303	1,145	914	1,131
	マレーシア	7		28	15	29	199	30	4
	イ ラ ン			8	6	19	1	1	22
ア シ ア	シンガポール	2		22	21	32	53	5	4
	インドネシア	3		10	8	27	194	5	42
	イ ン ド	29	3	71	23	79	81	141	44
	そ の 他	33		47	47	47	195	85	80
	ヨ ー ロ ッ パ 計	267	445	419	1,345	1,024	13,133	134	486
	英 国	28	382	85	837	414	2,699	7	101
	ド イ ツ	34	6	42	78	212	1,937	18	103
フ ラ ンス	31	13	39	177	156	1,518	37	66	
ソ 連	67	2	3	23	16	2,397	2	19	
ヨ ー ロ ッ パ	イ タ リ ア	6	1	3	23	10	826	43	19
	オ ラ ン ダ	5		49	32	63	485	7	23
	ス ベ イ ド ン	1	1	4	14	21	430	4	14
	そ の 他	95	40	194	161	132	2,841	16	141
	ア フ リ カ 計	18	2	10	15	11	284		22
南 ア フ リ カ	3			5	1	56			
そ の 他	15	2	10	10	10	228		22	
北 米	北 米 計	158	1,930	636	3,930	1,301	9,970	50	691
	米 国	135	1,560	591	3,387	1,215	8,651	39	628
	カ ナ ダ	21	370	42	524	74	726	10	50
	メ キ シ コ			2	13	11	255		10
そ の 他	2		1	6	1	338	1	3	
南 米	南 米 計	11	3	15	49	28	1,147	13	34
	ブ ラ ジ ル	7	2	12	26	20	717	12	26
	ペ ル ー	2	1		9	1	26		1
	そ の 他	2		3	14	7	404	1	7
オ セ ア ニ ア	オセアニア計	28	245	26	382	79	946	16	61
	オーストラリア	15	133	22	274	63	811	10	39
	ニュージーランド	12	112	3	108	16	115	6	22
	そ の 他	1		1			20		
無 国 籍		2			1	1	14	1	

表4の3 主要国籍・出身地別在留資格別外国人新規入国者数(1991年)

国籍・出身地		短期滞在						留学 (0.30)	就学 (0.64)	研修 (1.35)
		観光 (56.99)	商用 (27.08)	文化・学 術活動 (2.35)	親族訪問 (4.35)	その他 (1.25)	小計 (92.02)			
総数		1,845,171	876,871	76,027	140,853	40,625	2,979,547	9,620	20,654	43,649
ア ジ ア	ア ジ ア 計	1,320,992	475,386	38,872	81,071	25,398	1,941,719	6,988	19,307	38,535
	韓 国	426,041	265,099	21,293	43,838	12,602	768,873	1,878	6,487	4,439
	台 湾	551,339	57,282	1,576	10,904	1,903	623,004	1,115	1,877	1,312
	香 港 (うち英国(香港))	111,714 (86,137)	27,890 (19,930)	470 (391)	1,830 (1,041)	402 (289)	142,306 (107,788)	90 (68)	701 (561)	211 (167)
	タ イ	63,787	21,509	1,179	2,751	1,252	90,478	249	317	6,290
	フ ィ リ ピ ン	9,890	8,306	790	8,147	4,646	31,779	169	243	4,476
	中 国	10,384	31,751	6,318	7,086	972	56,511	2,498	8,099	10,668
	マ レ ー シ ア	46,615	17,586	1,498	1,835	924	68,458	285	598	4,307
	イ ラ ン	39,753	4,864	474	1,150	470	46,711	25	20	66
	シンガポール	24,140	13,502	2,120	599	277	40,638	34	94	367
インドネシア	15,853	7,949	833	960	690	26,285	301	79	3,883	
イ ン ド	4,603	8,052	749	524	362	14,290	66	14	624	
そ の 他	16,873	11,596	1,572	1,447	898	32,386	278	778	1,892	
ヨ ー ロ ッ パ	ヨ ー ロ ッ パ 計	135,978	175,142	14,956	8,135	6,376	340,587	578	372	1,367
	英 国	28,225	48,879	2,778	2,557	1,165	83,604	70	74	172
	ド イ ツ	19,467	27,863	2,177	1,182	1,259	51,948	146	87	209
	フ ラ ン ス	17,287	20,468	1,808	992	757	41,312	77	41	215
	ソ 連	15,488	7,464	1,625	307	731	25,615	52	2	83
	イ タ リ ア	10,803	14,724	1,448	321	362	27,658	24	23	23
	オ ラ ン ダ	4,688	9,312	822	433	367	15,622	13	14	31
	ス ベ イ ン	6,346	7,962	429	183	196	15,116	13	7	34
そ の 他	33,674	38,470	3,869	2,160	1,539	79,712	183	124	600	
ア フ リ カ	ア フ リ カ 計	3,306	5,116	344	229	273	9,268	94	23	873
	南アフリカ	456	1,507	77	38	66	2,144			13
	そ の 他	2,850	3,609	267	191	207	7,124	94	23	860
北 米	北 米 計	274,377	193,150	17,240	37,415	7,262	529,444	1,558	486	1,017
	米 国	234,253	176,159	14,759	34,370	6,473	466,014	1,428	368	360
	カ ナ ダ	31,830	14,392	2,147	2,693	608	51,670	75	106	96
	メ キ シ コ	5,910	1,572	237	243	75	8,037	39	7	333
	そ の 他	2,384	1,027	97	109	106	3,723	16	5	228
南 米	南 米 計	82,165	5,415	810	11,115	540	100,045	246	37	1,541
	ブ ラ ジ ル	58,404	2,367	322	5,130	270	66,493	165	18	640
	ペ ル ー	15,680	416	76	4,632	89	20,893	22	3	146
	そ の 他	8,081	2,632	412	1,353	181	12,659	59	16	755
オ セ ア ニ ア	オ セ ア ニ ア 計	27,506	22,270	3,757	2,775	737	57,045	152	423	303
	オーストラリア	19,629	15,676	2,990	1,923	520	40,738	106	333	36
	ニュージーランド	7,280	6,131	641	791	166	15,009	23	90	24
	そ の 他	597	463	126	61	51	1,298	23		243
無 国 籍		847	392	48	113	39	1,439	4	6	13

(単位:人)

表4の4 主要国籍・出身地別在留資格別外国人新規入国者数(1991年)
(単位:人)

国籍・出身地	家族滞在 (0.39)	特 定 活 動			日本人の 配偶者等 (0.70)	永住者の 配偶者等 (0.01)	定住者 (0.14)
		ワーキング ホリデー (0.14)	そ の 他 (0.02)	小 計 (0.16)			
総 数	12,739	4,645	528	5,173	22,820	260	4,398
ア ジ ア 計	7,009		450	450	4,397	204	4,149
ア							
韓 国	2,643		27	27	1,080	151	82
台 湾	375		111	111	174	3	68
香 港	107		1	1	45		6
(うち英国(香港))	(73)		(1)	(1)	(33)		(4)
タ イ	64		37	37	354	3	13
フィリピン	89		201	201	744	11	82
中 国	2,682		17	17	1,779	35	3,354
マレーシア	131		4	4	21	1	
イ ラ ン	145				8		
シンガポール	49		1	1	25		
インドネシア	198		15	15	45		2
イ ン ド	201		8	8	8		3
そ の 他	325		28	28	114		539
ヨ ー ロ ッ パ 計	1,824		24	24	292		6
英 国	457		3	3	124		1
ド イ ツ	269		2	2	26		
フ ラ ン ス	292		2	2	40		
ソ 連	155		4	4	22		2
イ タ リ ア	89				3		
オ ラ ン ダ	57				4		
ス ベ イ	36				11		
そ の 他	469		13	13	62		3
ア フ リ カ 計	122		10	10	37		1
南 ア フ リ カ	2				4		
そ の 他	120		10	10	33		1
北 米 計	3,281	1,462	31	1,493	931	7	67
米 国	3,012		21	21	776	6	56
カ ナ ダ	210	1,462	7	1,469	39		2
メ キ シ コ	37				46		
そ の 他	22		3	3	70	1	9
南 米 計	171		7	7	17,050	45	174
ブ ラ ジ ル	107		2	2	15,105	41	92
ペ ル ー	16		2	2	789		29
そ の 他	48		3	3	1,156	4	53
オセアニア計	329	3,183	6	3,189	109	4	1
オーストラリア	254	2,283	4	2,287	74	4	1
ニュージーランド	70	900	1	901	30		
そ の 他	5		1	1	5		
無 国 籍	3				4		

表5 在留資格等別及び国・出身地別外国人登録者数(1990年12月末現在)

(単位:人)

在留資格	国・出身地	登録者数													その他
		総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル	フィリピン	米	ペルー	英	国	タ	イ	ベトナム	カナダ	
総数		1,075,317	687,940	150,339	56,429	49,092	38,364	10,279	10,206	6,724	6,233	4,909	54,802		
教数		1,824	77	311	6	10	763	1	200	7	3	85	361		
英		560	110	214	1	6	69	0	14	5	1	10	130		
宗		5,476	229	33	10	54	3,201	2	109	0	2	386	1,450		
報		382	39	19	4	3	142	0	41	1	1	18	114		
投	資・経	7,334	846	436	32	24	2,473	2	916	32	3	141	2,429		
法	業	76	2	1	0	2	45	0	17	0	0	3	6		
医	業	365	57	278	0	0	10	1	4	1	1	1	12		
研	業	975	85	388	4	15	136	2	40	8	2	18	277		
教	業	7,569	67	73	7	30	4,369	3	1,060	1	2	960	1,000		
技	業	3,398	335	1,414	24	161	392	3	167	55	2	50	795		
人	業	14,426	973	3,740	256	202	4,527	41	1,303	93	19	822	2,450		
企	業	1,488	295	273	19	10	305	1	138	7	0	21	419		
興	業	21,138	633	771	153	18,783	245	0	74	128	0	31	320		
技	業	2,972	149	1,838	8	25	17	1	323	121	1	2	487		
文	業	1,929	183	742	31	7	359	4	67	27	0	48	461		
短	業	16,467	2,675	4,241	1,514	1,938	836	461	305	307	21	104	4,065		
留	業	48,715	9,953	29,354	273	548	1,230	42	551	952	38	104	5,670		
就	業	35,595	5,970	24,251	40	1,389	344	5	519	417	4	86	2,570		
研	業	13,249	1,193	4,831	408	1,296	129	98	119	1,511	5	45	3,614		
家	業	37,829	9,480	10,215	310	475	6,843	69	1,694	208	148	470	7,917		
特	業	3,260	44	99	12	949	32	4	5	68	0	632	1,415		
永	業	301,761	268,178	24,277	164	1,083	2,310	33	688	157	501	204	4,166		
住	業	130,218	19,999	23,051	40,384	20,516	7,020	5,276	1,437	2,301	72	492	9,670		
日	業	14,466	9,683	3,178	72	170	442	22	70	19	364	41	405		
本	業	2,152	2,125	16	0	0	3	0	0	0	0	0	8		
人	業	54,359	10,412	15,263	12,637	1,190	1,912	4,202	305	244	4,027	114	4,053		
住	業	18,328	17,424	775	0	0	3	0	0	0	0	0	126		
永	業	323,197	323,197	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
住	業	2,412	1,374	143	58	179	132	9	37	46	107	19	308		
定	業	3,397	2,153	114	2	27	75	0	3	8	909	2	104		
法	業														
協	業														
未	業														
そ	業														

(出所)表3に同じ。

の業務に従事して就労する外国人は受け入れないこととしているが、不法就労外国人の多くは、このような業務に従事する就労活動を行っている。

前述した改正では、不法就労問題に対処するための関係規定の整備も行われ、就労資格証明書制度の新設や資格外活動に関する規定の整備が行われるとともに、出入国管理及び難民認定法に不法就労外国人の雇用主やブローカー等に対する新たな処罰規定が設けられた（同法第73条の2）。

〔注〕

- (1) 出入国管理及び難民認定法の別表第一は、23種類の在留資格を同表の上欄に定め、同表の下欄に各在留資格に対応する一定の種類の活動を「本邦において行うことができる活動」として定めている。これに対して、同法別表第二は、4種類の在留資格を同表の上欄に定め、同表の下欄には、各在留資格に対応する一定の身分又は地位を「本邦において有する身分又は地位」として定めている。外国人が同法別表第二の上欄の在留資格を取得するためには、単に同法別表第二のその在留資格の項の下欄に定められている身分又は地位を有するだけでなく、その外国人が日本に在留して行おうとする活動が当該身分又は地位を有する者としての活動に該当することが必要である。また、同法別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人が当該在留資格に基づいて行うことができる活動は、同法別表第二のその在留資格の項の下欄に定められている身分又は地位を有する者としての活動である。

このように、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格の場合は同表の下欄に類型化された活動が掲げられており、その活動が各在留資格に対応するが、同法別表第二の上欄の在留資格の場合は、同表の下欄に掲げられている身分又は地位を有する者としての活動が各在留資格に対応する。

- (2) 「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」には雇用契約に基づいて働き賃金として報酬を受ける活動の他に、収入を伴う事業の運営に従事する活動、委任契約や請負契約等に基づいて報酬を受ける活動等も含まれる。

ただし、例外として、出入国管理及び難民認定法第19条第1項第1号の規定により、業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定める報酬は、出入国管理及び難民認定法第19条以下の規定においては「報酬」ではないものとして、したがって、この「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」における「報酬」ではないものとして取り扱われる。

出入国管理及び難民認定法は、その在留資格に基づいて労働できるか否かに

よってではなく、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を行うことができるか否かによって在留資格を分類しており、同法第19条の規定による活動の制限も「労働」についてではなく「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」について定められている。

以下においては、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を「労働」と区別する意味において「就労活動」と表現することとする。

- (3) 出入国管理及び難民認定法第19条第2項の資格外活動の許可は、同法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人が、その在留資格に基づいて行うことができる活動（同表の当該在留資格の項の下欄に掲げられている活動）に属しない就労活動を行おうとする場合に受けなければならない許可である。例えば、留学生がアルバイトとして就労活動を行うときには、資格外活動の許可を受けていなければならない。

この資格外活動の許可は、同法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する外国人から、法務省令で定める手続により、同表のその在留資格の項の下欄に掲げられている活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない就労活動を行うことを希望する旨の申請があった場合において、法務大臣が相当と認めるときに許可することができることと定められている（同法第19条第2項）。

- (4) 出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄の在留資格をもって在留する外国人については、同法上行ってはならない活動が定められておらず、行うことができる活動の範囲に制限がない。
- (5) 改正前は、法務省令に基づくものを含めて18種類の在留資格が定められていたが、この改正により28種類の在留資格が設けられた。

この改正による在留資格の整備については、次のように説明されている。

「我が国に入国・在留を認める外国人の類型を示している在留資格は、昭和二十六年の同法制定以来ちょうど三十年、昭和五十六年に若干の手直しが行われただけでありまして、外国人の入国者数及び形態が、その後八年たった、当時とは大幅に異なる今日の要請に必ずしも的確に対応し得ない面が見受けられます。これまでは、法務大臣が特に在留を認める者としての在留資格を弾力的に運用することにより状況の変化に対処してきたところでありますが、この在留資格の付与は法務大臣の裁量のもとにありますため、どのような範疇の外国人が入国・在留を認められるかにつき対外的に不明確な面があったと考えられます。よって、我が国に入国する外国人の入国・在留目的が多様化している状況にかんがみまして、これに対応し得るよう、既存の在留資格について、その種類や範囲を全般的に見直すとともに、新たにできる限り個別的、具体的に在留資格を設けることによりまして、在留資格制度を整備し、もって我が国に入国・在留できる外国人の範疇を明確にしようとするものであります。」（平成元

年11月10日の衆議院法務委員会における出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の趣旨説明、第116回国会衆議院法務委員会議録2号1頁)

なお、この改正後、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)により出入国管理及び難民認定法の別表第二が改正され平和条約関連国籍離脱者の子の項が削除されたので、現在同法の定めている在留資格は27種類である。

- (6) 1989年11月10日の衆議院法務委員会における出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の趣旨説明(第116回国会衆議院法務委員会議録2号1頁)
- (7) 「いわゆる単純労働者」については、一応、特別な技術、技能又は知識を必要としない業務に従事する労働者として説明されているが、明確な定義があるわけではない。もっとも、外国人労働者の受け入れに関して意味があるのは、現行の出入国管理及び難民認定法の下において受け入れられるか否かである。
- (8) 1989年11月10日の衆議院法務委員会における出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の趣旨説明(第116回国会衆議院法務委員会議録2号2頁)
- (9) 1991年11月13日の参議院本会議において、宮澤内閣総理大臣は、井上議員の質問に対して次のような答弁を行っている。

「外国人労働者の受け入れの問題も、雇用確保に苦勞しておられる中小企業にとっては極めて緊切かつ深刻な問題でございますが、専門の技術を有する人々は可能な限り受け入れることとしておりますが、いわゆる単純労働者となりますと国内にさまざまな問題、利害の対立がございまして、この問題にどう対処するかにつきまして十分な国内のコンセンサスができておりません。しかし、これは大変に重要な問題でございます。政府としても、今後とも多様な角度から検討を進めてまいらなければならないと考えております。」(第122回国会参議院会議録第4号、平成3年11月13日官報号外15頁)

- (10) 「本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき(入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行証明書により入国したときを除く。)はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日以内に」外国人登録の申請をしなければならないこととされている(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第3条第1項)。